東彼杵町からのお知らせ

遠距離通勤している若い世代の皆さまへ

応援金 最大9.6万円

対象

- 令和7年4月1日時点で**40歳**未満
- 令和6年12月 31日時点で東彼杵町に**住民票**を有している
- 令和6年中に**各月15日**以上**遠距離通勤**していた

※隣接する市町以外への通勤　または

川棚町・大村市・嬉野市に通勤のうち、通勤距離が 15 ㎞以上

【東彼杵町若年層遠距離通勤応援金】

若者の人口流出抑制と移住・定住の促進を図るため、町内に住民票を有し、町外の事業所に遠距離通勤している若年層の皆さまに対し、応援金を交付する制度です。

令和6年1月1日から令和6年12月31日までを算定期間とし

月額 **8,000** 円(最大 **96,000** 円)を交付します。

申請期間　**令和7年1月6日**から**令和7年3月31日**まで

申請方法　郵送、窓口持参、電子申請サービスにより申請できます。

詳細はコチラ
東彼杵町 HP

(提出書類)

〇東彼杵町若年層遠距離通勤応援金交付申請書(様式第1号)

〇在職証明書(指定様式)

〇本人確認書類(マイナンバーカードの写しまたは運転免許証の写し)

※様式は東彼杵町ホームページよりダウンロードできます。

【本件に関する問合せ先】
東彼杵町役場総務課企画係　TEL:0957-46-1286　FAX:0957-46-0884
E-mail ： kikaku@town.higashisonogi.lg.jp